

平成 29 年 5 月 29 日

厚生労働省  
医政局看護課長 島田 陽子殿

公益社団法人日本小児科学会  
会長 高橋 孝雄



### 医療施設における気管カニューレの事故抜去等の緊急時の対応に関する要望

医療施設における気管カニューレの事故抜去等の緊急時には、特定行為に係る看護師の研修制度に関わらず、看護師による対応が可能である旨を各都道府県に通達していただけよう要望いたします。

平成 27 年 10 月の「特定行為に係る看護師の研修制度」施行以降、医療施設において、気管切開をしている重症心身障害児の気管カニューレが事故抜去した際に、近くにいる看護師が対応できず、児が生命の危機に瀕する状態に発展する事例が散見されます。

同研修制度は、本来在宅医療の推進のために、熟練した看護師でなくとも手順書に沿って一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保するための制度ですが、制度施行後、医療施設において研修を受けていない看護師による診療補助が制限され、一部の医療施設ではカニューレの事故抜去時のような緊急時の対応にまで影響が及んでいる現状がございます。

このような事態が生じる背景には、特定行為に係る看護師の研修制度の解釈を拡大解釈し、緊急時にも医師の指示のない行為は出来ないという誤解があるように考えます。

重症心身障害児の気管カニューレの事故抜去は容易に起こり得ることで、病院側は緊急事態を想定した態勢を取っておくことが必要で、緊急時に周囲の看護師が適切な対応を取れないような指示を出すべきではないと考えます。

つきましては、医療施設における気管カニューレの事故抜去等の緊急時には、特定行為に係る看護師の研修制度にかかわらず、看護師による対応が可能である旨を各都道府県に通達、周知いただき、各施設で生命が危機に瀕する状態となった時の対応を想定いただきたく要望させていただきます。